

件 名	栃木県立文書館管理規則の一部改正について
提案理由等	フレックスタイム制の拡充等を行うための「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」の一部改正に伴い、当該規則の一部改正をおこなうもの。

栃木県立文書館管理規則の一部改正について

教育委員会事務局教育政策課

1 改正の趣旨

フレックスタイム制の拡充等を行うための「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」の一部改正に伴い、栃木県立文書館管理規則の一部改正をおこなうもの。

2 改正の概要

- ・ 条例本文に「週休日の他に勤務時間を割り振らない日を設ける」ことが追加されたことに伴う、関係条文の改正
- ・ その他、所要の改正

3 施行期日

令和8（2026）年4月1日

4 参考 フレックス制度の改正内容

項目	現行	改正後
対象職員	育児、介護を行う又は障害のある職員	<u>全職員</u> ※交替制勤務職場や育児短時間勤務職員等を除く
コアタイム	10:00～15:00	10:00～15:00 <u>（1週間に1日を限度としてコアタイムを設定しないことも可）</u>
フレキシブルタイム	<u>7:30</u> ～10:00、15:00～ <u>19:00</u>	<u>7:00</u> ～10:00、15:00～ <u>20:00</u> ※勤務間インターバル(11 時間)が確保されるよう設定
選択的週休3日制	<u>選択不可</u>	<u>選択可</u> （1週間に1日を限度として勤務を割り振らない日を設定可）

○栃木県立文書館管理規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県立文書館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

栃木県立文書館管理規則の一部を改正する規則

栃木県立文書館管理規則（昭和61年栃木県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（専決事項） 第13条 館長の専決事項は、この規則に別に定めるもののほか、次のとおりとする。ただし、専決事項であっても、重要若しくは異例又は特に必要があると認められるものについては、教育長の決裁を受けなければならない。 (1) 略 (2) 所属の職員の<u>週休日及び勤務時間の割振り並びに勤務時間を割り振らない日の設定並びに週休日の振替、</u><u>勤務時間の割振り</u> <u>変更及び勤務時間を割り振らない日の振替</u> (2)の2～(8) 略 2 略	（専決事項） 第13条 館長の専決事項は、この規則に別に定めるもののほか、次のとおりとする。ただし、専決事項であっても、重要若しくは異例又は特に必要があると認められるものについては、教育長の決裁を受けなければならない。 (1) 略 (2) 所属の職員の _____ 週 _____ 週 休日の振替え及び勤務時間の割振りの変更 _____ (2)の2～(8) 略 2 略

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（教育政策課）